

宮城労働局長登録教習機関
建設業労働災害防止協会 宮城県支部
(登録番号 第5-381号 登録有効期限 令和6年3月30日)

高所作業車運転技能講習開催について（ご案内）

労働安全衛生法第61条第1項により作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転業務は、都道府県労働局長の登録機関の行う技能講習を修了したものでなければ運転できないことになっております。

当支部では、宮城労働局長の登録機関として、上記の技能講習を開催しております。

つきましては、下記要領により本講習を開催いたしますので、関係従業員の受講方について、ご配慮下さるようご案内申し上げます。

記

1. 募集対象

受講科目の一部免除対象者

2. 講習日時・場所

《 学 科 》

- ・日 時 1日目 令和8年10月19日 13時25分～15時40分
2日目 令和8年10月20日 8時25分～16時50分（修了試験含む）
（1日目13時25分～、2日目8時25分～オリエンテーションを行います）

仙台会場：仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館

石巻会場：石巻市鹿又字山下西115-1 宮城県建設業協会石巻支部 会議室

※石巻会場の学科講習はテレビ会議システムによるサテライト講習となります。

《 実 技 》 仙台会場・石巻会場共通

- ・日 時 令和8年10月21日
8時00分～16時40分（予定）（修了試験含む）

- ・場 所 仙台市青葉区芋沢字下野下38-1（株）セルコ仙台営業所構内
防災防宮城県支部実技センター

特報：省令改正により、高所作業車の運転でも、原則としてフルハーネス型安全帯の使用が義務付けられました。本講習では、当該安全帯の正しい使用方法について実技を含めワンポイントレッスン(法定の特別教育ではありません)を行います。

※ 受講申込み状況によっては、学科講習会場を1か所に集約する又は開催を中止する場合があります。

講習期間中は受付で本人確認をいたしますので、受講票と一緒に、身分証明書（自動車免許証等）をご提示の上、受付を済ませてください。
また、移動式クレーン運転士免許又は小型移動式クレーン技能講習修了証をお持ちで受講される方は、当日受付で免許又は修了証を確認させていただきますので原本をお持ちください。
（コピーは不可）

3. 申込受付

予約サイトで定員になり次第締切ります。

（実技機械の手配上、定員に達しなくても締め切る場合がございます。）

※あらかじめ防災防宮城県支部ホームページで空席状況の確認、ご予約をお願いします

4. 申込方法

当支部ホームページ「講習予約サイト」よりご予約後、登録したメールアドレスへ「予約受付メール」が送られますので、「予約受付メール」に記載された方法によりお申込み下さい。

受付後の取り消しについては、受講料の返却はいたしませんのでご了承下さい。

5. 申込場所

〒980-0824

仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

6. 受講者別受講科目と受講料

受講者別	受講科目	受講時間	受講料	
下記7の科目免除者区分表の1・2・3に該当する者	1.学科・高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識 ・高所作業車の作業に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識 ・関係法令	8時間	会員	43,310円 (テキスト代、消費税含)
	2.実技・高所作業車の作業のための装置の操作	6時間	会員外	44,310円 (テキスト代、消費税含)
下記7の科目免除者区分表の4に該当する者	1.学科・高所作業車の作業に関する装置の構造及び取り扱いの方法に関する知識 ・関係法令	6時間	会員	41,110円 (テキスト代、消費税含)
	2.実技・高所作業車の作業のための装置の操作	6時間	会員外	42,110円 (テキスト代、消費税含)

※ 建災防宮城県支部会員は、テキスト代を1,000円助成しております。

7. 科目免除者区分表

区分	受講科目の一部免除を受けることができる者
1	建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定に合格した者
2	道路交通法の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者
3	フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者
4	移動式クレーン運転士免許を受けたもの又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者

※ 講習科目の一部免除の資格を有することを証明するための書面(免許証の写等)を申込書へ添付して下さい。

- 1) 受講申込書にご記入いただいた事項及び添付書類にある個人情報、本講習を実施するために使用するものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
- 2) 本講習については、人材開発支援成助成金の適用があります。
助成金の申請際には、講習案内書、受講申込書のコピーが必要になります。

※ 助成金についての詳細は、宮城労働局 職業安定部 訓練室 助成金担当(TEL 022-205-9855)へお問い合わせください。